



印鑑の管理について

当センターでの印鑑の使用・管理について

《押印の責任について》

- 1、印鑑は各自の責任において管理すること
- 2、押印には、当然ながら本人が責任を持つこと
委譲して（代理人）押印してもらっても、責任は本人にある

《注意事項》

一括に集め、誰もが勝手に使用できるような状況は作らないこと

《解説》

印を押す（印が押してある）ということは・・・

『本人又は代理人の意志に基づいて押された』ということ



民事訴訟法で以下のように記載されている。

私文書に「本人又はその代理人の署名又は押印があるとき、その文章は真正に
成立したものと推定されると定める。（民事訴訟法 228 条 4 項）」

これは、「成立の真正」と呼ばれて文書の名義が真正であることを意味し、内容
が真正であることを意味する「内容の真正」とは区別される。

つまり、内容は本物かわからないが、その契約は成立したと推測されるという
意味になる。

すなわち、『印を押す』という行為は、了解の証明であり、確かに受け取りまし
た・承知しました・間違いありません ということを示します。

印鑑は個人が管理するべきものであり、押印をするという行為には責任がとも
ないです。代理人が押印する場合も同様です。

印鑑を押すという行為の重さ『印鑑の重さ』について、各自理解しましょう。